

すばるホール芸術文化助成事業 Q&A

Q. 助成対象事業は、具体的にどのような事業が該当するのでしょうか。

- A. 音楽（邦楽、洋楽、オペラ等）、舞踊（バレエ、ダンス、邦舞等）、演劇（演劇、ミュージカル等）美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等）、文芸（小説、詩、短歌、俳句、川柳等）伝統芸能（能楽、歌舞伎、文楽等）、大衆芸能（落語、漫才、講談、浪曲、寄席演芸等）等です。ただし、単なる鑑賞事業は除きます。

Q. 誰でも申請はできるのでしょうか。

- A. 申請できるのは、富田林市に拠点を置く文化団体です。（詳細は要綱で確認してください。）

Q. すばるホール以外で実施する事業でもいいのでしょうか。

- A. すばるホールで実施する事業のみが対象です。

Q. 助成金は何回受けられますか。

- A. 助成金は年度内に1回だけです。同一年度内に複数の事業の申請はできません。（同一団体が名前を変えて別の申請をすることもできません。）また、同一団体では連続して3年度まで申請することができます。

Q. 助成事業が決定されてから、施設の申込みをしてもいいのでしょうか。

- A. 申請の提出期限までに正式な申し込みをされていない場合、その申請は無効となります。

Q. 2団体共同で事業を行う予定ですが、申請は個別にしてもいいのでしょうか。

- A. 個別には申請できません。どちらか一方が申請してください。（文化団体と、その他団体が共同で行う場合は、文化団体が申請してください。）ただし、申請書の内容欄には共同で行う団体名を記入してください。

Q. 助成事業完了報告書に領収書の添付は必要ですか。

- A. 必要です。助成対象経費になる領収書は必ず添付してください（写し可）。添付がない場合は対象外になります。

Q. 助成金対象外経費のうち、「その他の対象外経費」とは主にどんなものがありますか。

- A. 別表1「その他の対象外経費」を参考にしてください。また、事業の設営・舞台に関係しない消耗品などは対象外経費となります。

Q. 自分で印刷するチラシ・ポスター・パンフレット代は、助成対象になりますか。

- A. ご自分の家庭等でチラシやポスターの印刷をした場合（業者発注としない場合）のインク代・用紙代は、印刷費として対象経費に含まれます。ただし、その際は、印刷サンプルを必ずご提出ください。また、印刷内容・部数等に対して明らかに過大な費用である場合は、認められない場合があります。

Q. 申請書の記入の仕方がわかりません。

- A. 記入例を参考にしてください。